

令和 8 年度 医学部入学定員増について

参考 1

1. これまでの経緯

- 昭和57年及び平成9年の閣議決定により、医学部の入学定員を7,625人まで抑制。
 - 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県（青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重）について各10人、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について原則として各5人の入学定員を増員。これらにより、平成20年度の入学定員を7,793人に増員。
 - 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度の入学定員を8,486人に増員。
 - 平成22年度以降は、地域の医師確保等の観点から最大9,420人まで増員。
- ※平成28年度に開設した東北医科薬科大学医学部（100人）、平成29年度に開設した国際医療福祉大学医学部（140人）含む。

2. 令和8年度の増員の枠組み

（1）地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠）

都道府県が都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に基づき奨学金を設け、大学が地域医療を担う意思を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施。

※令和8年度：935人

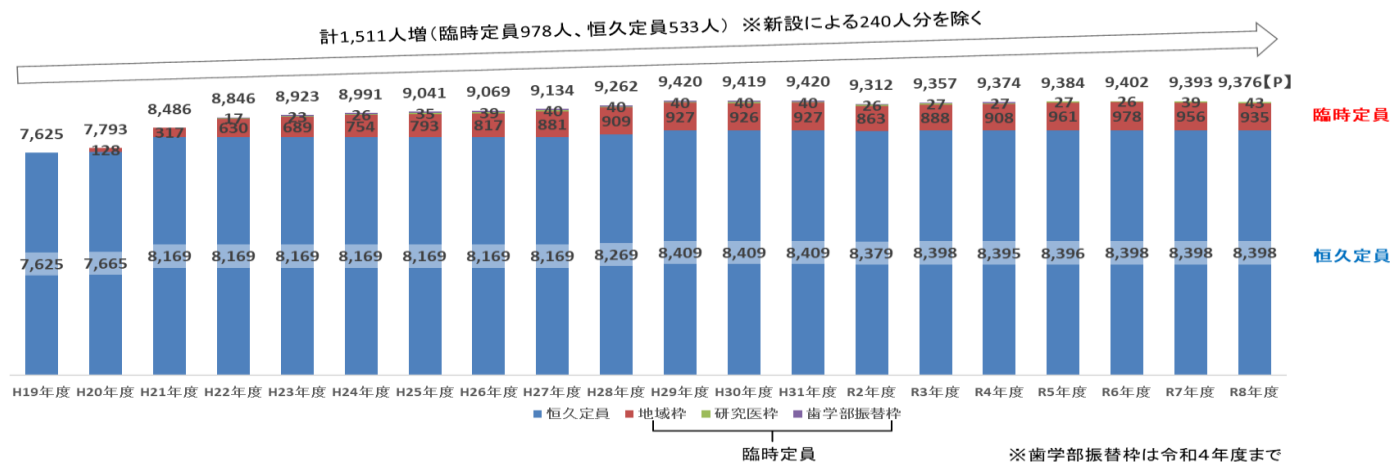
うち、地域のニーズに対応して選択可能な診療科を示し、診療科偏在対策を図るものとして、診療科選定地域枠 409人を増員。

（2）研究医養成のための定員増（研究医枠）

複数の大学と連携し、研究医養成の拠点を形成しようとする大学で、研究医の養成・確保に学部・大学院教育を一貫して取り組む各大学3人以内の定員増。

※令和8年度：43人

3. 入学定員の推移



4. 増員期間

令和8年度限り

（令和8年度の医学部総定員は、令和6年度の医学部総定員数（9,403人）を上限とし、令和7年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、令和8年度末まで1年間延長することとされた。）